

山口県の中小企業

2010.
Vol.622

2

組合活性化情報 毎月1日発行 平成22年2月1日

特集1

●平成22年度中小企業関係 予算等政府原案の概要

特集2

●平成22年度税制改正

- 理事長に聞く！山口県商店街振興組合連合会
理事長 大田 明 氏
- 会員紹介…協同組合下関造園クラブ
- ものづくり試作開発等支援事業採択企業紹介
- 産業財産権情報の活用に関する支援
- 景況動向
- 組合等ニュース
- 決算・税務講習会のご案内
- 今年の確定申告はe-TAXで！



理事長に聞く！

「コミュニティの担い手」として
商店街は積極的に貢献！山口県商店街振興組合連合会
理事長 大田 明 氏

有限会社いとう	代表取締役
山口県中小企業団体中央会	理事
全国商店街振興組合連合会	副理事長
田町通商店街振興組合	理事長
などの要職を務める	

■業界の現状について教えてください。

デフレの進行などの懸念材料に加えて、円高による景気の下押しリスクも顕在し、先行き不透明な状況の中、商店街においては、大型店等の郊外への積極的な出店の影響、消費者ニーズの多様化に呼応した魅力ある店舗の減少、人口減少や流通構造の変化等により厳しい経営環境下にあります。

■現状の課題は何ですか。

このような厳しい状況の中、商店街は、自らが再生、活性化に向けて活路

を見出し、変革を目指し、地域住民のニーズに合った品揃え、防犯・防災等生活者にとって「安全・安心」で環境に優しいまちづくり、高齢者など地域住民のためのコミュニティの拠点として地域全体の公共的な役割、機能を果たすことが緊急の課題となっています。

■連合会の沿革（設立の経緯）を教えてください。

当連合会は、昭和45年9月に、商店街活性化支援のための調査研究及び教育情報提供を目的に11の商店街振興組合で設立。現在は17の商店街振興組合

で構成されており、今年で40周年を迎えます。各県に商店街振興組合連合会があり、47都道府県振連から構成される全国商店街振興組合連合会が東京都にあります。

■取り組んでいる事業や活動を教えてください。

全国商店街振興組合連合会や関係機関との連携のもと、商店街活性化のための様々な取り組みをしています。特に、会報「商人（アキンド）」の発行、イベント開催の一部補助等を行っています。このような取り組みに加えて、過去2カ年は、財団法人やまぐち産業振興財団の「商業・商店街振興助成金」を活用して、空き店舗対策で頭を悩ましている商店街の方々と、開業を希望している方とのマッチング事業を行いました。今年度は、県内商店街のイベント（コミュニティ活動）開催の取り組みについて調査をしています。

また、商店街のIT化推進のため、平成16年度にはホームページを立ち上げて、情報発信にも努めています。

今後は、教育情報提供事業のより一層の充実と、個店支援などの新規事業の展開が会員商店街から求められていると考えています。

■連合会のPRをお願いします。

商店街は、「街の顔」であり、商店

街が元気な地域は、マチ自体にも活力があります。今後ともさらに「地域コミュニティの担い手」としての重要な役割を積極的に果たしていきます。「食育」ならぬ「街育」で未来ある子供たちへの育成にも貢献していきます。ショッピングは、是非地元商店街でお願いします。

■趣味や特技、最近、熱中していることは何ですか。

趣味は、麻雀、書道です。熱中していることは、整体とダーツ、今からしたいことは、イラスト、料理、ぶらり旅、ゴルフですかね。

■好きな言葉やモットー、座右の銘をお聞かせ下さい。

「自然体」、「何故」、いつも自問自答しながら自己研鑽しています。

＜組合概要＞

山口県商店街振興組合連合会

山口市中央四丁目5番16号

TEL 083-922-2606

■業 種	小売業中心の異業種
■出 資 金	85万円
■会 員 数	17組合

政府原案のポイント

- ・ 中小企業対策費は政府全体でプラス21億円の1,911億円を確保。
- ・ 中小企業の資金調達の円滑化や、仕事を創るための研究開発等に関する施策に重点的に予算配分。

1. 予算額

	22年度	21年度	対前年比
政府全体	1, 911億円	1, 890億円	+21億円

2. 財政投融资額（貸付規模）

①中小企業者向け業務

単位：億円

	22年度計画	21年度当初計画	20年度実績
政策公庫（中小部分）	23, 401 (注1)	25, 151	13, 590
		40, 151 (補正後)	
政策公庫（国民部分）	28, 000 (注2)	51, 300	21, 220
		66, 300 (補正後)	
（うちマル経）	3, 000	3, 900	1, 856

②中小企業向け危機対応円滑化業務

単位：億円

	22年度計画	21年度当初計画	20年度実績
政策公庫（危機対応部分）	18, 000	-	-
		24, 000 (補正後)	

（注1） 予想しがたい経済事業の変動その他やむを得ない事情により、計画額に不足が生じる見込みが明らかになった場合には、最大3兆2,620億円の事業規模を確保することが可能。

（注2） 国民部分は普通貸付ベース、上記弾力条項に基づき、仮に弾力性の効果を全て普通貸付に振り向ければ、最大4兆152億円の事業規模を確保することが可能。

1. 予算額及び財政投融资額

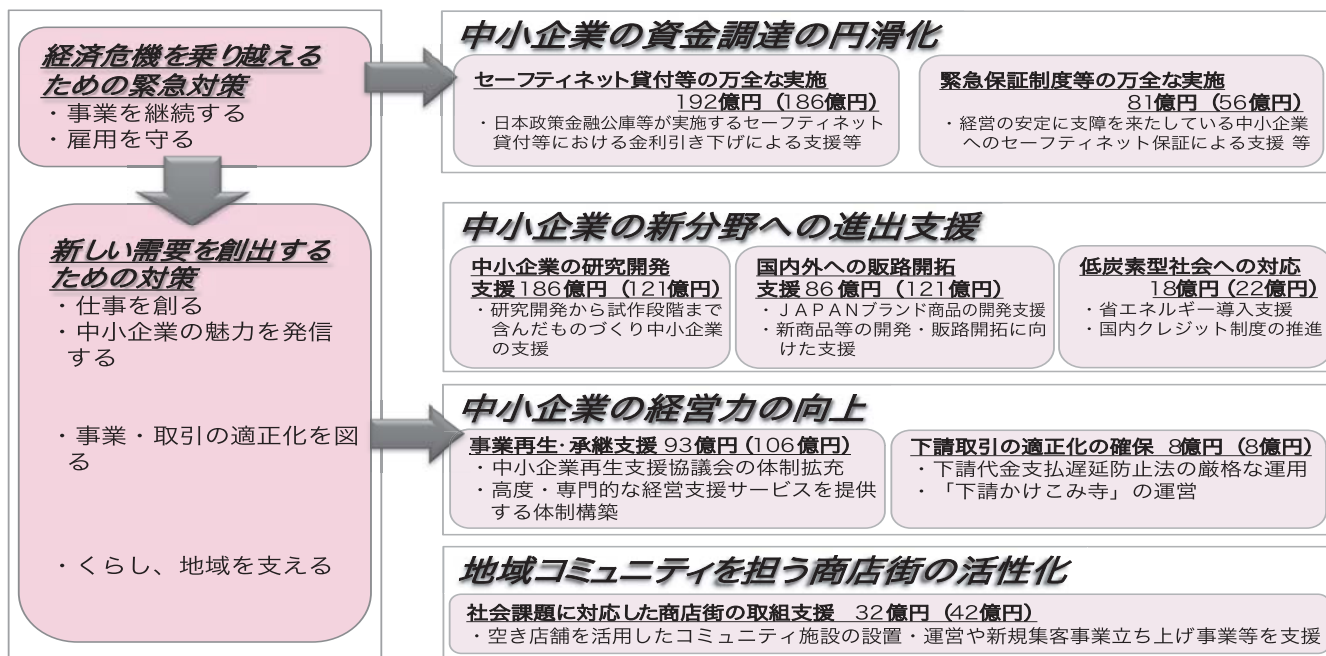
知らせします。

政府原案が決定しましたので、中小企業関係予算等についてお

平成22年度

中小企業関係予算・財政投融资政府原案の概要

平成21年12月25日 中小企業庁



II 重点項目

○は予算重点項目、◇はそれ以外の予算重点項目、●は財投関連を表す

1. 中小企業の資金調達の円滑化

かつてない景気悪化の中で、売上減少、収益圧迫、資金繰りの悪化と中小・小規模企業を巡る状況は、厳しさを増している。こうした中で、一件でも倒産を増やさないことで、中小・小規模企業の事業継続・雇用を守るよう、資金繰り対策に万全を期す。

(1) セーフティネット貸付等の万全な実施

22年度…192・3億円(21年度予算…186・5億円)

○日本政策金融公庫の経営基盤の強化 156・3億円(150・5億円)

中小企業に対する資金供給の円滑化を図るため、日本政策金融公庫の経営基盤を強化し、資金供給業務を円滑に行う環境等を整備する。

○小規模事業者経営改善資金融資事業 36・0億円(36・0億円)

小規模事業者に対する資金供給の円滑化を図るため、無担保・無保証人・低利の融資を商工会・商工会議所を通じて行う。

●セーフティネット貸付(日本政策金融公庫)

財投2兆3,000億円の内数

●危機対応円滑化業務(日本政策金融公庫) 財投1兆8,000億円

(2) 緊急保証制度等の万全な実施

22年度…81・0億円(21年度予算…56・0億円)

○セーフティネット保証の積極的活用 39・0億円(14・0億円)

○信用保証協会の経営基盤の強化

42・0億円(42・0億円)

中小企業に対する資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会の経営基盤を強化し、資金供給業務を円滑に行う環境等を整備する。

2. 中小企業の新分野への進出支援

新しい需要を創出するため、中小・小規模企業の仕事を創るとともに、魅力を発信すること等を通じ、新たな分野に挑戦する中小・小規模企業の支援を図る。また、中小・小規模企業の省エネ対策を支援する。

(3) 中小企業の研究開発支援

22年度…186・4億円(21年度予算…121・0億円)

○川上・川下ネットワーク構築支援事業 1・9億円(1・9億円)

ものづくり基盤技術を担う川上の中小・小規模企業と、燃料電池や情報家電等の川下産業間の連携・すりあわせをコーディネートする人材の配置や、両者の情報交換の場やマッチングの機会を創出する。

○戦略的基盤技術高度化支援事業

150・1億円(54・0億円)

我が国製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目指し、「特定ものづくり基盤技術」の高度化に資する革新的かつハイリスクな研究開発などに取り組み中小企業を支援する。

○地域イノベーション創出研究開発事業 34・4億円(65・1億円)

研究開発を起点とした新事業、新産業創出による地域経済の活性化を図るため、地域の中小企業をはじめとする産学官の研究開発リソースを最適に組み合わせた研究体による実用化技術の研究開発を実施する。

◇SBI R段階的競争選抜技術革新支援事業 4・9億円(4・9億円)

国として解決すべき優先度が高く、かつ国の機関等による調達ニーズがある技術課題に係るテーマについて公募を行い、中小・ベンチャー企業が調査を行うとともに、当該調査の結果を踏まえ絞り込まれた研究開発を実施する。

(4) 国内外への販路開拓支援

22年度…85・9億円(21年度予算…120・5億円)

○JAPANブランド戦略展開支援事業 18・1億円(12・1億円)

地域産品の輸出を促進するため、地域産品のブランド確立を目指し、地域の小規模事業者と輸出産品プロデューサー等が一体となって、ブランド発展への支援を行う。また海外でのテスト

マーケティングやバイヤー等とのマッチング支援等を行う。

○新事業活動促進支援事業

42・5億円(60・2億円)

地域に根ざした農林水産業と商工業が連携する「農商工連携」や、各地域の強みである「地域資源」を活用することによる、中小企業者等の新商品・新サービスの開発等を支援する。

○地域産品販路開拓機会提供支援事業 1・2億円(新規)

展示・商談会開催及び販売スペース設置を通じて、中小企業により製造された地域産品の国内販路開拓の促進を図る。

○中小企業海外展開等支援事業(JETRO事業)

23・0億円(26・3億円)

海外への投資や販路開拓などの国際化を指向する中小企業に向けて、輸出拡大、知的財産保護、ミッション派遣、情報収集・提供等の支援を通じ、中小企業の国際競争力の強化と国内経営基盤の強化を図る。

○中小企業海外展開支援事業(中小企業基盤機構事業)

1・2億円(1・0億円)

海外への投資や販路開拓などの国際化を指向する中小企業に向けて、セミナー等の開催、情報提供、アドバイスを等を行う。

◇小規模事業者新事業全国展開支援事業(地域資源∞全国展開プロジェクト)

26・5億円(25・6億円)

小規模事業者による全国規模の市場に向けた事業展開を促進するため、商工会・商工会議所が事業者と協力して進める、特産品開発や観光資源開発、地域のブランド形成及びその販路開拓等の事業を支援する。

(5) 低炭素型社会への対応

22年度…17・6億円(21年度予算…21・7億円)

○省エネルギー対策促進事業

9・1億円(12・5億円)【エネルギー特会】

中堅・中小企業や業務部門を含めた工場・事業場等における省エネ対策を促進するため、専門員等による省エネ技術・設備の導入に関する診断事業、説明会開催等の取組を行う。また、エネルギー消費量を「見える化」する計測監視システムの導入支援を行う。

○国内クレジット制度の推進 8・5億円(9・2億円)

中小企業等が行う排出削減事業の掘り起こし等を通じて、幅広い分野におけるCO₂の削減努力を支援する。

3. 中小企業の経営力の向上

中小・小規模企業が厳しい環境変化に適応し、事業・取引の適正化による、経営力向上を図れるよう、事業再生・事業承継の円滑化や、相談体制の環境整備を図る。また、特に景気悪化のしわ寄せが及びやすい下請中小企業に対しては、親企業による買いたたきや過

剰な値下げ要請などを防ぎ、正当な利益を守っていくため、下請代金支払遅延等防止法の運用強化や、相談体制の拡充等の対策を講じていく。

(6) 事業再生・承継支援
22年度…93・3億円(21年度予算…106・0億円)

○中小企業再生支援協議会事業

50・1億円(45・4億円)

企業再生の専門家が、再生を検討する中小企業の個別相談に応じるとともに、再生計画の策定の支援を行う。

○中小企業経営支援体制連携強化事業(中小企業応援センターの整備)

40・2億円(新規)

中小企業の日常的な経営支援に取り組む中小企業団体や税理士・公認会計士などのパートナー機関の経営支援機能を補完・強化するため、その後方支援機関として「中小企業応援センター」を全国に約100か所設置し、パートナー機関を通じて、中小企業への専門家派遣等を行う。

○事業承継円滑化支援事業

3・0億円(6・0億円)

中小・零細企業の事業承継の円滑化に取り組む商工団体等をサポートする事業承継コーディネーターを、引き続き、全国各地に配置するとともに、税理士等の中小・零細企業の事業承継を支える専門家向けの研修を行う。

◇創業者人材育成支援事業(創業塾・経営革新塾)

11・0億円(13・1億円)

小規模事業者の新規開業や新事業展開を支援するため、起業や経営革新を行うおとする者を対象にビジネスセミナーを実施する。

(7) 下請取引の適正化の推進

22年度…7・7億円(21年度予算…7・5億円)

○下請代金支払遅延等防止法の厳格な運用等

下請代金支払遅延等防止法に基づく親事業者及び下請事業者に対する書面調査や立入検査を強化することで、同法違反行為への厳正な対応に努める。その上で、禁止行為に該当する場合やおそれがある場合、親事業者に対し警告文書発出、改善指導措置等を行い、減額した下請代金を返還させるとともに、再発防止策を講じさせる。特に、悪質な違反行為が認められた場合には、同法に基づき、公正取引委員会に措置請求を行い、企業名を公表する。

○中小企業取引適正化対策事業(下請かけこみ寺の整備)

7・1億円(7・0億円)

全国48箇所に設置した下請かけこみ寺において、中小企業からの取引に関する相談対応(無料弁護士相談を含む)や裁判外紛争解決手続(ADR)を行うとともに、下請ガイドラインの普及啓発等を実施する。

○下請事業者支援対策費補助金

0・6億円(0・5億円)

インターネット上で受発注事業者間の取引あつせんを行うシステム(ビジネス・マッチング・ステーション)を運営し、下請中小企業の取引拡大に向けたきめ細かな取引あつせん支援等を実施する。

4. 地域コミュニティを担う商店街の活性化

商品やサービスを提供し消費を牽引するとともに、地域住民交流等、場の提供などに大きな役割を果たしている商店街を地域コミュニティの担い手と位置付けて、少子・高齢化、安全・安心、環境等の社会的課題に対応する商店街の取組を支援し、その活性化を図る。

(8) 社会活動に対応した商店街の取組支援

22年度…31・8億円(21年度予算…42・0億円)

○中小商業活力向上事業

31・8億円(42・0億円)

商店街等が行う、少子高齢化、安全・安心、環境等の社会的課題に対応する商業活性化の取組を支援する。

◇戦略的中心市街地商業等活性化支援事業

33・1億円(58・0億円)

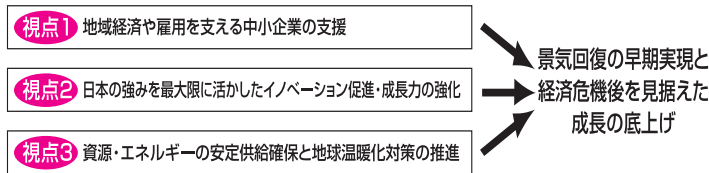
中心市街地活性化法の認定を受けた基本計画に基づく商業活性化事業や中心市街地活性化協議会の設置・運営等を支援する。

平成22年度税制改正について

平成21年12月 経済産業省

平成22年度税制改正が閣議決定しましたので、一部抜粋して掲載します。

平成22年度税制改正に関する視点



1. 地域経済や雇用を支える中小企業への支援

(法人税・所得税) 延長

○中小企業者等が一定の設備投資やIT投資等を行った場合に、税額控除(7%)又は特別償却(30%)の選択適用を認める措置について将来的に対象設備の見直しを行う

ことを前提に、現行制度のまま2年間延長する。(平成23年度末まで)

改正概要

現行制度のまま2年間延長。(平成23年度末まで)

【創設年度：H10年 減収額：1320億円 (H22年度経産産業委員会試算)】

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

(法人税・所得税) 延長

○中小企業者が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)を認める制度。

○中小企業者においては経理面での人員が僅少のため償却資産の管理負担や納税等の事務負担が相対的に重荷。本制度により中小企業者の①償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減、②パソコン等の少額資産の取得促進による事務処理能力・事務効率の向上を図るため、現行制度のまま2年間延長する。(平成23年度末まで)

小規模企業共済制度の加入対象者の拡大

(所得税・相続税・個人住民税) 拡充

○小規模企業共済制度は、経営基盤が脆弱で、経済環境の変化を受けやすい小規模企業者の廃業・引退時の生活資金や事業再建資金の確保を図る制度。

○家族一体で事業が行われることの多い個人事業の実態を踏まえ、小規模企業共済制度を改正し、個人事業主のみならず、その配偶者や後継者を始めとする共同経営者まで加入対象者を拡大することで、個人事業主の安心を強める。

中小企業倒産防止共済制度

(法人税・所得税) 拡充

○共済契約者が拠出する掛金を原資に、取引先が倒産した際、積み立てた掛金総額の十倍を限度に共済金を無利子・無担保・無保証人で迅速に貸し付け、連鎖倒産を防止。

○貸付けを受ける都度、掛金総額から貸付額の十分の一を費用として控除。掛金は、貸付けを受ける権利を得るための実質的な対価であることから、掛金拠出時に損金算入する課税特例が認められている。

○今般、取引先倒産により回収困難となる売掛金債権の高額化等を踏まえ貸付限度額を8000万円に引き上げ、これに伴い、損金算入できる掛金の限度額を8000万円に引き上げる(中小企業倒産防止共済法の改正が必要)。

特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置(オーナー課税)

(法人税) 損金不算入を廃止

○オーナー課税は、特殊支配同族会社とその業務主宰役員に対して支給する給与の額のうち給与所得控除相当部分を法人段階において損金不算入とする措置。

○本措置は平成22年度から廃止する。なお特殊支配会社の役員給与に係る課税のあり方については、いわゆる「二重控除」の問題を踏まえ、給与所得控除を含めた所得税のあり方について議論をしていく中で、個人事業主との課税の不均衡を是正し、「二重控除」の問題を解消するための抜本的な措置を平成23年度改正で講じる。

中小企業者等の法人税率の特例

(法人税) 検討項目

○軽減税率とは、中小企業者等の所得金額のうち年800万円以下の金額について適用される法人税率。所得800万円超の部分については、基本税率が適用される。

○中小企業軽減税率の引下げについては、課税ベースの見直しによる財源確保などと合わせ、その早急な実施に向けて真摯に検討する。

現行制度【創設年度：S30年】

○軽減税率は本則22%。平成21年4月1日から平成23年3月31日までの2年間の時限的な措置として、18%への引き下げが行われた(平成21年

度税制改正。

対象	軽減税率引下げ前		軽減税率引下げ後
	所得区分なし	30%	30%
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	30%	30%
	年800万円超の所得金額	30%	30%
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	所得区分なし	22%	18%
	年800万円以下の所得金額	22%	18%
商工会、商工会議所、 中小企業等協同組合、 商店街振興組合など	所得区分なし	22%	22%
	所得区分なし	22%	18%

軽減税率

軽減税率

(参考) <民主党マニフェスト>

中小企業向けの法人税率を現在の18%から11%に引き下げる。

株式信託を活用した事業承継に対する税制上の措置

(相続税・贈与税)

検討項目

○非上場株式等の信託を利用した事業承継に係る税制上の措置については、現行の事業承継税制の定着を図る中で、その利用状況や、信託を利用した事業承継の実態及び税制上の措置の必要性等を踏まえ、引き続き検討を行う。

交際費等の課税の特例(中小法人における損金算入の特例)

(法人税)

延長

○法人が支出した交際費は原則として損金不算入とされているが、中小企業については、特例として一定額の損金算入が認められている。この特例措置について、現行制度のまま2年間延長する。(平成23年度末まで)

改正概要 現行制度のまま2年間延長(平成23年度末まで)

【創設年度…S29年 減収額2,680億円(H22年度経済産業省試算)】

II. 日本の強みを最大限に活かしたイノベーション促進・成長力の強化

研究開発促進税制

(法人税・所得税・法人住民税)

延長

○イノベーションの促進により我が国の成長力・国際競争力を強化するため、積極的に研究開発投資を行う企業(研究開発費を増加させる企業や売上高試験研究費比率の高い企業)に対する投資インセンティブを強化する措置を、現行制度のまま2年間延長する。(平成23年度末まで)

グループ法人税制の整備等

(法人税)

新設・拡充

(1)グループ法人税制の整備の必要性

○我が国企業は、分社化や完全子会社化による企業グループの形成など、企業グループの一体的な経営を展開している。
→こうした実態を踏まえ、中立的な

税制を整備することが必要。具体的には、

①グループ内取引等に関する税制の整備

②連結納税制度の見直し

③その他(資本に係る取引等に係る税制の見直し)

(2)グループ内取引等に係る税制の整備

○グループ内(100%資本関係のある国内会社間)の取引等について、含み損益を実現せずに円滑に資産移動ができるようにする等、グループ経営の実態を踏まえ、中立的な税制を整備する。

(3)「連結納税制度」の見直し

○連結納税制度の利用は増加しつつあるものの、連結採用をためらわせる税制上の課題があるとの指摘があった。

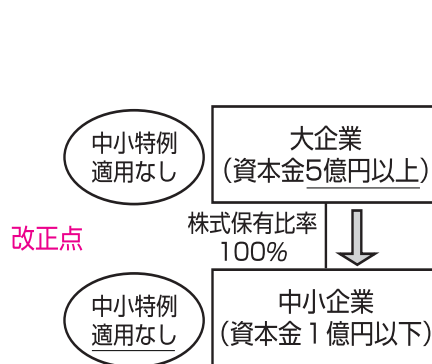
○こうした課題を解消するため、連結納税制度を見直す。

(4)グループ法人税制における中小特例の扱い

【改正後】

○グループ法人税制の導入に際して、中小特例の適用については、自らの資本金等の規模に加えて、親会社の資本金等の規模も基準に判定される。

↓親会社の資本金が5億円以上(会社法上の「大会社」)の場合、その100%子会社については、中小特例は適用しない。



(5)施行時期について

○グループ法人税制の整備等に係る税制改正は、平成22年10月1日から適用する。

○ただし、事業年度単位で適用する以下の制度については、平成22年4月1日以後に開始する事業年度より適用する。

・100%子会社に対する中小特例の適用判定の見直し
・受取配当の益金不算入制度の見直し
・連結納税開始・加入時における子会社欠損金の持込制限の緩和

産活法に基づく登録免許税の特例措置

(登録免許税)

延長

○我が国産業全体の生産性の向上を実現するため、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(産活法)の認定を受けた企業の「選択と集中」と「事業革

新〕、「資源生産性（エネルギー使用量又はエネルギー起源CO₂排出量当たりの付加価値額）の向上」を支援する。

○右記の企業の取り組みの際に発生する会社の設立又は増資の登記及び合併・分割等（1号～5号）について、登録免許税の軽減税率を維持した上で適用制限を2年間延長する。（平成23年度末まで）

ただし、資本の増加分に対しては、3,000億円（減税額10.5億円）の上限を設定。

中小企業の事業再生に伴う登録免許税の軽減措置

（登録免許税）〔延長〕

○収益性のある事業部門を有しながらも過剰な債務を負っている中小企業の事業再生を支援するため、雇用確保や取引先保護に有効な第二会社方式による再生計画（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第39条の2・中小企業承継事業再生計画）の認定制度を今年度創設。これと同時に事業用不動産等の移転に伴う登録免許税の軽減を導入し、第二会社方式による中小企業の事業再生支援を推進。

○雇用継続要件の設定及び旧会社の消滅を担保する方策の構築を行った上で適用期限を2年間延長する。（平成23年度末まで）

Ⅲ．資源・エネルギーの安定供給確保と地球温暖化対策の推進

自動車税のグリーン税制の拡充及び延長

（自動車税）〔拡充・延長〕

○排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車の普及、及び、更なる低公害化を進めるため、燃費性能などに応じて自動車税を軽減する一方、新車登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車に対しては重課を行う措置（自動車税のグリーン税制）について、環境要件を見直しつつ、プラグインハイブリッド自動車を対象に追加した上で2年間延長する。（平成23年度末まで）

【創設年度：H13年度 増・減収額…H22年度 減収額224億円、増収額241億円（経産省・国交省・環境省試算）】

自動車関係税制特例措置の対象自動車の区分の追加

（自動車重量税・自動車取得税）〔拡充〕

○中量車の一部（車両総重量2.5t超～3.5t以下）について、これまで燃費基準が無く、環境性能の優れた自動車が出ていなかったことから、現行インセンティブ税制の対象外であった。

○環境性能の良い中量車が近々市場投入される見込があることから、各種インセンティブ税制（中古車

対象措置含む）の対象となるよう、新たな自動車区分として中量車の一部を追加する。

【創設年度：新規追加 H22年度減収額…

自動車取得税（新車） 5.2億円

（経産省・国交省・環境省試算）

自動車取得税（中古） 0.02億円

（経産省・国交省・環境省試算）

自動車重量税 1.8億円

（経産省・国交省・環境省試算）

低燃費車に係る課税標準の特例措置の延長

（自動車取得税）〔延長〕

○大気汚染問題や地球温暖化問題に対応し、自動車の排出ガスのクリーン化及び燃費の改善を図るため、エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）に基づく燃費基準達成車かつ低排出ガス認定車を取得した場合に係る課税標準の特例措置について、2年間延長する。

○平成21年度より新車を対象とした自動車取得税の時限的減免措置（エコカー減税）が創設されたため、対象の重複する本特例措置は中古車を対象とする措置となっている。

【創設年度：H11年度減収額…H22年度減収額16億円（経産省・国交省・環境省試算）】

車体課税に対する暫定税率の見直し（自動車重量税の引下げ）

（自動車重量税・自動車取得税）

【自動車重量税】

○自動車重量税に係る現行の10年間の暫定税率は廃止することとし、当分の間の措置として以下の見直しを行う。

・次世代自動車については本則税率を適用（ただし、平成24年4月30日までの間は免税）。

・新車新規登録から18年を経過した検査自動車について、暫定税率廃止前の現在の税率水準を適用。

【自動車取得税】

○自動車取得税に係る現行の10年間の暫定税率は廃止することとし、当分の間、現在の税率水準を維持する。

【自動車重量税・自動車取得税 共通】

○エコカー減税（重量税は24年4月未まで、取得税は24年3月末まで）は、中量車を対象に追加の上、維持する。

○エコカー減税の期限到来時までに、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、当分の間として適用される税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討する。

【創設年度：新設 減収額…暫定上乗せ分の国分の約2分の1に相当する規模の減税】

協同組合下関造園クラブ

みどりと潤いのある街づくりを目指して

【組合設立の経緯・目的】

当組合は、組合員の技術・技能の向上及び造園業のPR、受注機会の拡大、地域経済の発展・向上を図るため、任意グループを發展的解消し、平成13年6月に設立された。

以来、潤いのあるみどり豊かな生活環境を確保し、豊かさゆとりが実感できる生活を実現するために、公園などを整備し、市民と協力し、緑化の推進に努めている。

【組合の具体的な取り組み】

当組合の事業は、造園工事の共同受注や資材等の共同購買、臨海部の環境緑化技術の研究開発、植木育成事業、街路樹・庭木などの剪定枝葉リサイクル事業、若手の育成や技術の継承、広報活動、各種研修会の開催など積極的に取り

組んでいる。

また、下関市と共催による下関市緑化祭〜夢いっぱい花いっぱいフェア〜や下関市と姉妹都市であるトルコのイスタンブール市内の公園に、日本庭園の設計や造園作業に協力しているほか、火の山公園トルコ・チューリップ園でのチューリップ植え付けなどにも協力し、「みどりと潤いのある街づくり」を目指している。

【今後の展望】

藤本理事長は、「厳しい経済状況にある他業界同様、造園業も厳しい状況ではあるが、豊かな自然と良好な生活環境を次世代に引き継ぐため、研究と研修を積み重ね、新しい技術の習得に励んでいる。

今後、組合員が一丸となり、地域の活性化と緑化事業を通じて、みどり豊かな街づくりに少しでも貢献したい。」と語られた。

＜組合概要＞

- 組合名 協同組合下関造園クラブ
- 理事長 藤本宣也
- 住所 下関市亀浜町1802-1
(TEL:083-250-5231)
- 出資金 1,960万円
- 組合員数 22人



株式会社ヤナギヤ 省人化と製品汚染防止を目指し「木綿豆腐製造自動化装置」の試作開発にチャレンジ

株式会社ヤナギヤでは、「ものづくり中小企業製品開発等支援補助金」の採択を受け、「木綿豆腐製造自動化装置」の試作開発に取り組んでいます。

現在、木綿豆腐製造にあたっては、木綿布を枠内に手作業でセットして豆腐を入れ、布を被せ、蓋をした後に次工程に搬送しています。また、出来た木綿豆腐原反を人手でカット装置に供給しています。

しかし、機械化された作業と手作業が混在しており、省人化が難しく、また、手作業の工程中での製品汚染という課題がありました。

本事業では、動力伝達技術及び位置決め技術を用いて木綿豆腐製造自動化装置を試作開発することにより、手作業部分の自動化及び木綿布の不使用化が図られ、豆腐製造業界での省人化・製品汚染の防止に寄与することが期待されます。

（公社概要）

大正5年、宇部市において蒲鉾製造業を営みながら蒲鉾の原料を練る攪拌擂潰機を考案し、昭和7年に鉄工所を開業。現在は食品加工機械メーカーとして、「すべてのお客様にご満足いただける製品づくり」をモットーに、信頼と独自性の高い技術の創造に取り組んでいる。特に、カンマや蒲鉾など水産練り製品関連機械において世界シェアNO.1企業として、各国より高い信頼と新製品開発への期待が寄せられている。また、その技術力は豆腐、海苔、菓子、医薬、ペットフードなど、様々な分野にも展開され、平成18年には経済産業省より「元気なモノ作り中小企業300社」に選定され、日本経団連による視察も行われた。また、平成19年には「文部科学省2007年度科学技術賞（技術部門）」を受賞するなど、高い評価を受けている。

クリーニング用ビニール・ハンガーの回収・リサイクル事業

宮城県クリーニング生活衛生同業組合

年々増加するゴミの削減及び資源の有効活用をするため、クリーニング用ビニール袋及びプラスチックハンガーの回収・リサイクル事業を実施

背景と目的

年々増加するゴミの削減とリサイクルによる資源の有効活用を図るため、仙台市、NPO法人環境会議所東北及び当組合で検討し、クリーニング用ビニール及びプラスチックハンガー等の回収・リサイクルを実施している。本事業に参加している店舗は現在仙台市内の22店舗であるが、今後宮城県内のすべての店舗の参加を目指している。

成果

第1には地域への貢献が挙げられる。そして消費者のコミュニケーションが図られたことにより、店舗が活性化された。そして何より停滞状況にあった組合活動が活性化され、組合員同士の連帯感が生まれている。

今後、全組合員の事業参加が達成できれば、組合の新たな活動の柱となるであろう。そして宮城県から全国のクリーニング業者への成功事例として発信され、普及していくことが望まれる。

本事業は、近年の環境意識の高まりから消費者に支持され、顧客と店舗を繋ぐコミュニケーションの場として機能しており、組合の新たな活路となっている。クリーニング業界としては初めての取り組みとなり、全国的に波及していくと思われる。

事業・活動の内容

本事業は、仙台市及びNPO法人環境会議所東北が広報・宣伝活動を展開し、お客様が



<組合概要>

- 所在地：〒985-0841 宮城県多賀城市鶴ヶ谷1-4-1
- 電話番号：022-361-0613
- 設立：昭和33年1月
- 出資金：2,220千円
- 組合員：175人

家屋の耐震補強を目的とした新しい耐震補強建具の開発と商品化

和歌山県建具事業協同組合

近畿圏の震災危機意識の高まりから古住宅の耐震補強部材の需要拡大を背景に、建具の組合と建築設計士の組合が連携し、官学の協力機関と共同して「耐震補強建具」の研究開発に取り組み

背景と目的

耐震危機意識の高まりに伴う古い木造住宅の耐震補強部材の需要拡大を背景に、当組合は、住宅設計・建築デザインの専門家集団である協同組合ジョイントデザインを中央会から紹介され、両組合が連携して「耐震補強建具」の研究開発を進めた。最終的には、認定機関より耐震補強部材としての認定を取得し、商品化して主にハウスメーカーやリフォームメーカーに販売していく計画である。

耐震補強建具の研究開発を進めるに当たり、中央会の指導・支援の下で、技術指導・情報提供などを受けた和歌山県工業技術センターと耐震建具

の耐震実験・検査を行った近畿職業開発大学校とを協力機関として産官学共同で今回の事業に取り組みできた。



連携の内容

住宅に関連する異業種の2つの組合が連携して、中央会をはじめとする関係機関の協力の下で、2年間にわたって検討会議・耐震建具の試作や建具の耐震実験などを実施してきた。両組合のもつ技術・ノウハウを持ち寄って、検討、実験を繰り返し一つ一つ問題を解決してきたことは、実用段階では

なお解決すべき問題が残っているものの基礎的研究開発段階では、一定の成果であったと評価される。

成果

今後は、これまでの研究実績を踏まえて、実用可能な耐震補強建具の開発を急ぎ、認定機関の認定取得と、商品化に取り組み必要がある。

<組合概要>

- 所在地：〒640-8033 和歌山県和歌山市本町5-29
- 電話番号：073-422-3957
- 設立：昭和25年1月
- 出資金：17,267千円
- 組合員：119人
- URL：http://www.jtw.zaq.ne.jp/w-tategu/



『産業財産権情報を活用して

研究開発を効率的に行いたい』

産業財産権情報の活用に関する支援

産業財産権情報をインターネットにて無料で検索できます。技術動向情報を利用することで研究開発を効率的に行うことができます。

対象となる方

産業財産権情報を活用して研究開発を効率的に行いたい中小企業者

支援内容

(1) 特許電子図書館（IPDL）

特許電子図書館サービスでは、特許・実用新案・意匠・商標に関する公報情報や出願の審査状況が確認できる経過情報等、約6、500万件の産業財産権情報を文庫番号や各種分類、キーワード等により検索することができます。

(<http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepage.ipdl>)

(2) 特許情報活用に関する指導・相談

なお、IPDLの操作・利用に関するお問い合わせはIPDLヘルプデスク（平日9：00～21：00）において受け付けています。

特許情報活用の公的専門家である「特許情報活用支援アドバイザー」により、特許情報の検索方法や効果的な活用方法、IPDLの利用方法についてアドバイスを受けることができます。

また、出張相談や講習会の開催等のご要望にお応えするとともに、特許情報の戦略的活用支援として、二種類の「企業戦略サポー

(3) 特許出願技術動向調査

ト」も行っており、一つはその企業にあった開発から事業展開までの継続的支援、もう一つはその企業にあった人材育成など特許情報活用支援体制作りの支援を実施しています。これらの特許情報活用に関するアドバイス等の支援はすべて無料です。（<http://www.ryuu.inpit.go.jp/pipadv/>）

特許庁では、ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料、エネルギー、ものづくり、社会基盤、フロンティアの8分野を中心に調査テーマを選定し、「研究開発動向」「市場動向」等を踏まえて「特許出願動向」を総合的に分析した技術動向の調査を行っています。各調査テーマに

おける技術課題と今後の技術開発の方向性に関する調査結果については、特許庁ホームページから収集することができます。

(<http://www.jpo.go.jp/shiryou/gidou-houkoku.htm>)

※産業財産権とは特許権・実用新案権・意匠権・商標権の4つを総称した権利。

お問い合わせ先
(本文の項番にあわせてお問い合わせください。)

- (1) IPDL ヘルプデスク
電話：03-5690-3500
- (2) (独)工業所有権情報・研修館 流通部
電話：03-3580-6949
- (3) 特許庁 企画調査課技術動向班
電話：03-3581-1101（内線2155）

月次景況調査結果

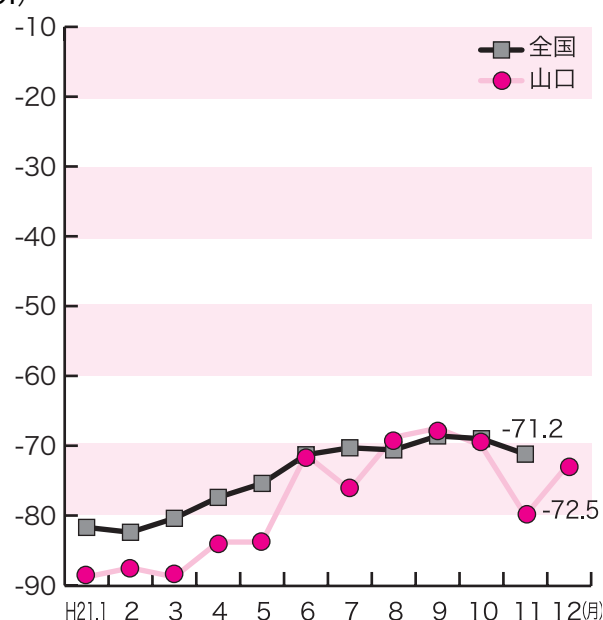
平成21年12月期

業種別の景況

	業 種	景況(DI値)
製 造 業	食 料 品	☂
	織 維 ・ 同 製 品	☂
	木 材 ・ 木 製 品	☂
	印 刷	☂
	窯 業 ・ 土 石 製 品	☂
	鉄 鋼 ・ 金 属	☁
	一 般 機 器	☂
	輸 送 機 器	☂
	そ の 他 の 製 造 業	☂
非 製 造 業	卸 売 業	☂
	小 売 業	☂
	商 店 街	☂
	サ ー ビ ス 業	☂
	建 設 業	☂
	運 輸 業	☂

30以上 ☀ 10以上30未満 ☼ -10以上10未満 ☁
 -30以上-10未満 ☁ -50以上-30未満 ☂ -50未満 ☂

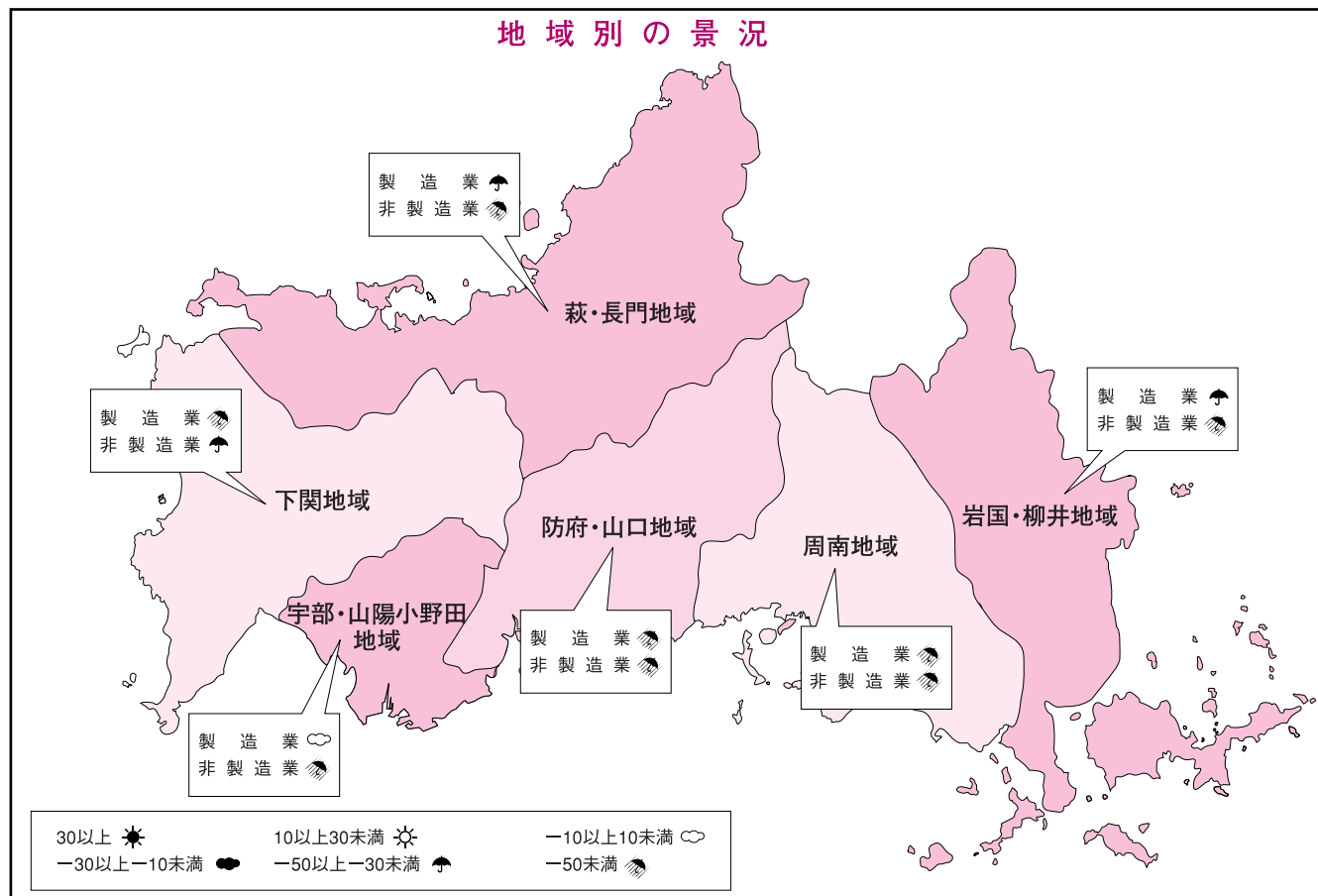
(DI) 業界の景況の推移 —全国平均との比較—



※DI値（前年同月比）＝増加・好転組合割合－減少・悪化組合割合

（表、グラフについては、情報連絡員60名の他に、中央会が聞き取り等で集めた20組合のデータが加算されています。）

地域別の景況



【情報連絡員報告】

情報連絡員とは、県内の組合の中から地区、業種を代表する組合の役員60名を情報連絡員に委嘱する制度です。情報連絡員から毎月、業界の景気動向に関する情報を収集、分析して、行政面に反映させるとともに、各関係機関に情報提供しています。

また、中央会 (<http://www.axis.or.jp/>) のホームページに掲載していますのでご利用ください。



食料品

○クリスマスケーキについて、競争が前年より激化した。また、単価の切り下げに伴い利益率も低下している。
(菓子製造業)



繊維製品製造業

○益々厳しく苦しい忍耐の状況。
(繊維・同製品製造業)



木材・木製品製造業

○木材需要の主要部である住宅着工の回復は、目処が立たない。
(製材業・木製品製造業)



窯業・土石製品製造業

○北西部の需要減が大変懸念される。

「コンクリートから人へ」の影響により、今後の業界の動向が極めて不透明。(セメント・同製品製造業)



一般機械器具製造業

○昨年の12月に比べて、受注状況悪化。工場稼働率が低下している。
(産業用機械・装置製造業)



鉄鋼・金属業

○前月に引き続き、売上は若干増加傾向である。ただし、円高による輸出の伸び悩みを背景に、景気の更なる落ち込みが懸念される。
(その他製造業)



輸送用機械器具製造業

○車輛輸送機部に将来展望で明るさは見られるが、現状では作業量増までに至っていない。化学プラント、精密加工部門は依然として低成長から脱却しきれず暗い状況が続く。
(鉄道車輛・同部品製造業)



その他の製造業

○一般の家庭の補修工事が主軸となっており、畳の傷み補修工事は品質の良い高級の品を選ぶ傾向にある。

り、消費に対し慎重なのは景気の動向より、先行きの社会不安が原因と思われる。
(畳製造業)



卸売業

○デフレによる値下げで、収益に影響が出てきている。
(山口市)

○各業種とも売上減となっており、今後も回復が見込めない状況である。
(下関市)



小売業

○リサイクルの意識は、全体に定着しつつあるが、なかなか消費(購買意欲)との結びつきになっていない現状です。
(岩国市)

○今月は、全体的に気温が高め傾向であり、節約志向を受けて買い控えがおこなわれているため、衣料品を中心に先月より売上減少傾向が続いている。
(長門市)



商店街

○12/19・20のチャリティクリスマスイベントは昨年より好評。消費者の低価格志向による利益、売上減が進む。
(萩市)



サービス業

○業績不振から、組織離れが続いており心配。
(理容業)

○補助制度の延長が見込まれる等、新車販売店には明るい材料もあるが、整備事業は厳しい状況が続いている。
(自動車整備業)



建設業

○相変わらず、景気の回復が見られない厳しい状況が続いている。特に、県内の物件が例年に比べて、非常に少ない。また、見積提出後、契約の有無までの時間が非常に長くなっている。
(鉄骨工事業)

○公共工事の発注は、昨年と同程度ではあるが低入札の状況が続いている。民間工事の発注は少ないが、最近解体工事が増加しており、今後に少し期待が持てるかもしれない。
(柳井市)



運輸業

○燃料単価も上昇傾向となり、タクシー事業者の経営は大変厳しい状況となっている。
(周南市)

○依然として、輸送稼働率は低調のまま。お歳暮シーズンに入り期待もしたが思った程の効果はない。例年に比べ7割程度の稼働水準。効果的かつ機動的な経済政策が求められる。
(防府市)

理容体験学習 課外授業を実施！

山口県理容生活衛生同業組合

平成21年12月14日、長門市立俵山

中学校において、山口県理容生活衛生同業組合（理事長角野悦雄）は、理容師による理容体験を通じて理容業の魅力や仕事の楽しさ、やりがいを感じてもらい後継者養成及び職業観、勤労観を育成する「理容体験学習課外授業」を実施した。全学年生徒34名と校長先生をはじめ教員12名が参加。最初に仕事の内容や理容師になるプロセスの紹介をし、4名の理容師がモデルの先生や生徒の髪をカットする様子を間近に見てもらいながらはさみの使い方、カットの仕方などの説明を行った。続いて、生徒全員が理容師のはさみを借りてモデルウィッグの髪をカットした。はさみの使い方が家庭用等のはさみとは大きく

違ひ苦労しながらも初めて
の体験を
楽しんで
いた。
（表紙上
段・中段
写真）



改正薬事法への 適正な対応について 講習会を開催

山口県医薬品商業組合



昨年6月より、医薬品の販売体制を見直した改正薬事法が全面施行されたことに伴い、山口県医薬品商業組合（理事長遠藤孝人）では、12月5日、山口市内において講習会を開催した。これは、組合員である一般用医薬品の販売に携わる薬局・薬店に改正点について十分に理解してもらい、新制度の趣旨に添った適正な販売の実践を行ってもらうことが目的。当日は、講師に第一三共ヘルスケア株式会社と山口県健康福祉部薬務課の担当者を迎え、参加者からは盛んに質問が出るなど、真剣に講師の話に聞き入っていた。

足湯に バラを浮かべて

湯田温泉旅館協同組合

1月16日、山口市と阿東町の合併を記念して、山口市の湯田温泉で湯田温泉観光案内所前と湯の香通り、高田公園内の3カ所の足湯に阿東産のバラの花300輪が浮かべられ、いい香りはなち、利用客を楽しませた。（表紙下段写真）

湯田温泉旅館協同組合（理事長宮川力）が祝賀の思いを込めて演出したものの。宮川理事長は、「合併記念で足湯をバラで飾ろうとなった。湯田温泉は、足湯が有名になっており、今後も定期的にやってみたい」と話された。



毎月勤労統計地方調査結果

事業所規模5人以上

平成21年11月－山口県統計分析課

産 業	賃 金		労働時間数及び雇用						労働異動	
	現金給与 総額	所 定 内 給 与	出勤日数	総実労働 時 間	所 定 内 労働時間	所 定 外 労働時間	月末常用 労働者数	パートタイム 労働者比率	入職率	離職率
	円	円	日	時間	時間	時間	人	%	%	%
調 査 産 業 計	262,921	225,016	19.3	145.8	136.8	9.0	466,296	25.3	1.72	1.31
建 設 業	265,298	249,358	21.1	162.8	155.2	7.6	36,526	6.7	2.58	2.05
製 造 業	358,686	261,006	19.9	160.4	147.2	13.2	103,642	10.8	0.75	0.75
電気・ガス・熱供給・水道業	414,861	368,838	17.7	143.8	131.9	11.9	3,673	3.8	0.00	0.00
情 報 通 信 業	385,705	320,143	19.2	170.7	145.8	24.9	4,008	12.9	0.57	0.57
運 輸 業	268,194	220,760	21.5	185	158.4	26.6	33,767	10.0	1.02	0.78
卸 売 ・ 小 売 業	197,195	177,621	19.6	136.3	132.4	3.9	92,905	45.9	2.35	2.19
金 融 ・ 保 険 業	311,370	292,219	18.5	144.4	137.1	7.3	11,903	5.3	3.38	1.60

退職金づくりは中央会の 特定退職金共済で

法律で定められた退職金支払いのための保全措置が講じられます。

掛 金 ・ 掛金月額 は 従業員 1 人につき 1 口 1,000 円として 30 口までです。
・ 掛金のご負担は全額事業主負担です。
・ 掛金は全額損金または必要経費となります。

給付金 ・ 給付金は直接従業員へ支払われます。
・ 給付金は「退職年金」と「退職一時金」のどちらかを選べます。

お問い合わせ

山口県中小企業団体中央会
総務課 ☎083-922-2606
三井生命保険株式会社
山口支社（委託機関） ☎083-234-0721



平成21年度

決算・税務講習会のご案内

組合役職員や組合経理担当者等が組合決算手続きや税務申告書作成等のポイントについて学び、決算・税務知識の習得を目的に下記のとおり開催します。

日 時 平成22年 2 月24日(水) 11:00~16:00

場 所 山口市小郡

「山口グランドホテル 2F 鳳凰の間」

テーマ 組合の決算手続きについて

～組合の決算と税務～

講 師 富田税理士事務所

税理士 富田 哲也 氏

対象者 組合役職員や組合経理担当者など
(定員90名)

受講料 一人1,000円(当日、受付で申し受けます)

申込み・お問い合わせ

山口県中小企業団体中央会 企画課(担当:水野)
☎083-922-2606

税務署からのお知らせ

今年の確定申告はe-Taxで! 税務署



【平成21年分の確定申告期限】

所得税・贈与税 3月15日(月)

消費税・地方消費税
(個人事業者) 3月31日(水)

【山口県内の署外申告会場】 期間: H22.2.1(月) ~ 3.15(月)

署名	会 場	所在地
下関	海峡メッセ下関	下関市豊前田町3丁目3番1号
宇部	宇部興産ビル(全日空ホテル隣)	宇部市相生町8番1号
山口	中市コミュニティホール(Nac)	山口市中市町3番13号
徳山	ピピ510(Lホール)	周南市糺町1丁目17番地
防府	デザインプラザ HOFU	防府市八王子町2丁目8番9号
厚狭	福祉会館(山陽総合事務所西側)	山陽小野田市大字鴨庄92番地

(注) 上記以外の署は、各税務署内に申告会場を設けています。

土・日曜日、祝日は税務署の閉庁日であり、会場での相談及び窓口での申告書の受付は行っていない。

2月21日・2月28日の日曜日に限り、「中市コミュニティホール(Nac)」会場にて、申告の相談、申告書の受付を行っています。

【所得税の申告で】

- ①最高5,000円の税額控除が受けられます。(本控除は平成19年分又は20年分の確定申告でこの控除を受けた方は、受けられません。)
- ②添付書類の提出等が省略できます。
- ③還付金がスピーディー

e-Taxなら

詳しい情報はe-Taxホームページへ

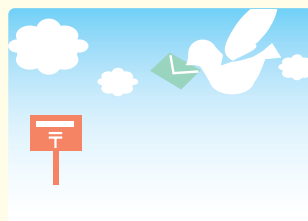
イータックス

で

検索

2010
2.1

今日の さわやがレター



仙崎水産物協同組合

早川 文乃さん

昨年、専務理事の会社が組合の事務を引き受けることになり、組合の事務全般を担当している早川さん。元々、任意組合の時に事務を担当されていたこともあって、スムーズに事務を引き継ぐことができ、組合員さんからも頼りにされています。

何事も愛情をもって接することがモットーの早川さん。組合のPRをお願いしたところ、「新しく組合を立ち上げて3年目ですが、個性豊かな組合員の皆様のご協力のもとに、他の団体との連携もこれまで以上に深めていき、**おいしい仙崎の魚**をたくさん食べて頂くことに力を注いでいきます!!どうぞ『仙崎水産物協同組合』をこれからもよろしくお願い致します。」と笑顔で応えていただきました。

表紙写真 上段・中段は理容体験学習課外授業風景
下段は山口市湯田温泉の足湯(バラを浮かべて)

編集・発行

 山口県中小企業団体中央会

〒753-0074 山口市中央4丁目5番16号 山口県商工会館6階

☎ 083-922-2606 Fax 083-925-1860

<http://www.axis.or.jp/>



印刷製本 株式会社マルニ